

岡山県福祉のまちづくり条例 施設整備マニュアル(2019年3月改訂版) 正誤表

該当箇所	正	誤
P.5 (2)敷地内通路	2)道等に至る1以上の通路(地形の特殊性により困難であり、かつ出入口から道まで <u>車路</u> を設ける場合は除く)	2)道等に至る1以上の通路(地形の特殊性により困難であり、かつ出入口から道まで <u>斜路</u> を設ける場合は除く)
P.14 下段の注記エ	第一種又は第二種保健福祉施設で特定のものを利用するもの及び教育施設は、「1)出入口から道路」のみを適用する。	第一種又は第二種保健福祉施設で特定のものを利用するもの及び教育施設、 <u>共同住宅、寄宿舎</u> は、「1)出入口から道路」のみを適用する。
P.66 下段の図下	(設置上の留意点) ・オストメイト対応設備は壊されやすいため、いたずらの対象になる施設や常時維持管理されていない施設(公衆便所等)に設ける場合は配慮が必要です。	(設置上の留意点) ・オストメイト対応設備は壊されやすいため、いたずらの対象になる施設や常時維持管理されていない施設(公衆便所等)に設けることは好ましくありません。
P.74 上段の図下	(設置上の留意点) ・オストメイト対応設備は壊されやすいため、いたずらの対象になる施設や常時維持管理されていない施設(公衆便所等)に設ける場合は配慮が必要です。	(設置上の留意点) ・オストメイト対応設備は壊されやすいため、いたずらの対象になる施設や常時維持管理されていない施設(公衆便所等)に設けることは好ましくありません。
P.210 2 第二種保健福祉施設	ト高齢者共同作業場(高齢者に創作活動等を楽しむ場を提供し、生きがいの増進を図る施設をいう。)	【二重記載】 ト高齢者共同作業場(高齢者に創作活動等を楽しむ場を提供し、生きがいの増進を図る施設をいう。) ト高齢者共同作業場(高齢者に創作活動等を楽しむ場を提供し、生きがいの増進を図る施設をいう。)